

令和7年度 曾爾村社会福祉協議会事業計画

(基本方針)

少子高齢化が進み、高齢者世帯が増加する本村においては、コロナ禍の影響により人と人とのつながりが減ったことを契機として地域の中で孤立化し課題が深刻化するケースも見受けられます。地域での孤立に気づき、つながり、継続的に見守るよう、住民、行政、社会福祉協議会、福祉関係団体などが、これまで以上に連携し新たな支え合いの仕組みを構築していくことが求められています。

また、新型コロナウイルス感染症の法的位置づけの見直しにより、本格的なアフターコロナを迎えているものの、各サービス事業については、本年度と同様に、基本的な感染対策、「マスクの着用」「手指消毒の徹底」「面会者の制限」等を継続し感染対策の徹底を図ります。

令和7年度についても新型コロナウイルス感染症に留意しつつ、誰もが「安心・安全、心豊かに暮らせる社会」が実感できることを目指し、人と社会がつながることによって、「地域共生社会」が実現できるよう、各種地域福祉事業の推進に努めます。

さらに、介護保険関係サービス事業・ケアハウスの施設運営では、効率的かつ効果的で適切な福祉サービスを提供し、利用者の生活の質の向上を図ります。そして、採算性の確保に努めて、安定した事業運営を目指します。

重点項目

- ・社会福祉協議会の体制の強化
- ・地域福祉活動の推進強化
- ・介護保険事業の経営の安定とサービスの質の向上
- ・施設等の適正管理と安定した運営

1. 社会福祉協議会組織の運営

- (1) 理事会・評議員会の開催
- (2) 監査の実施
- (3) 職員の研修の強化を図り専門性の向上

2. 地域福祉活動事業

- (1) 地域住民に対する啓発の実施
- (2) 地域住民の社会参加・協力・意識の高揚を図り、福祉コミュニティづくりの推進
- (3) 共同募金運動の実施
 - ・10月1日～ 一般募金 赤い羽根共同募金運動
- (4) ボランティア活動の推進
- (5) 日本赤十字社事業の推進 5月1日～

3. 生活困窮者支援事業（奈良県社会福祉協議会受託事業）

（1）生活福祉貸付事業

低所得世帯・障がい者世帯・高齢者世帯や失業により生計の維持が困難となった世帯を対象に、経済的自立と生活意欲の促進を図るため、一時的に必要な資金の貸付と相談援助を行う。

（2）緊急食料支援事業（フードレスキュー事業）

生活が緊迫した方に対して、一時的に食料を提供することで、安定・安心した生活に向けた相談支援に取り組み、自立と生活再建を図る。

4. 日常生活自立支援事業

判断能力に不十分でない高齢者や障がい者等を対象に、金銭管理や福祉サービスの利用手続き等の支援を行います。

- （1）福祉サービスの利用援助や相談
- （2）日常生活上の手続きの援助
- （3）日常の金銭管理
- （4）書類等の預かり

5. 介護保険事業の運営とサービスの質の向上

（1）居宅介護支援事業

要介護認定者を対象にケアマネージャーが、ケアプランを作成し、サービスの調整や評価を行います。

（2）訪問介護事業（基準該当）

要介護（要支援）認定者を対象に訪問介護員が自宅の訪問し、身体介護・生活援助等のサービス提供を行います。

（3）特定施設入居者生活介護事業（介護・予防）

要介護者・要支援者の方を対象とし、自宅で自立した生活が困難となった方々が入居し、計画に基づき入浴・排泄・食事等の介護、その他必要な生活上のサポート及び軽微な機能訓練を提供します。

（4）短期入所生活介護事業（介護・予防）

要介護者・要支援者の方を対象とし、施設において入浴・排泄・食事等の介護その他日常生活上のお世話を提供し、利用者の心身の機能の維持及び利用者の家族の身体的・精神的負担の軽減を図っていきます。

（5）通所介護事業（地域密着型通所介護事業・事業対象者通所サービス）

要介護者・総合事業対象者に対し、心身の状態に合った日常生活上の介助、体操、レクリエーションを行うことにより、身体機能の向上を図ります。

併せて、社会的孤立感の解消や家族の身体的・精神的負担に軽減を図っていきます。

(6) 要介護認定訪問調査の実施（受託事業）

ケアマネージャーが居宅に訪問して、要介護認定のための業務を行います。

6. 介護予防・日常生活支援総合事業

平成23年の介護保険法改正により、平成29年4月より移行。行政が中心となり、地域の実情に応じて、住民等の様々な主体が参画し、多様なサービスを提供することで、地域の支え合いの体制づくりを推進し、要支援者等に対する効果的かつ効率的な支援等を可能とすることを目指します。

- (1) 訪問型サービスの提供
- (2) 通所型サービスの提供

7. ケアハウス(軽費老人ホーム)施設の運営

平成18年に「曾爾村 蘇いの森」が設立され、指定管理を受けて運営。

- (1) 指定管理（令和3年度～令和7年度）
- (2) 一人で自立した生活に不安のある高齢者（60歳以上）が、施設に入所して頂き日常生活に必要なサービスを提供し、安心して過ごして頂ける支援を実施していきます。

8. 地域支援事業・任意事業（受託事業）

(1) 食の自立支援事業（配食サービス）

・一人暮らしや高齢者世帯等、食事の調達が困難な高齢者に対し、自宅にお弁当を配達し、併せて安否確認を行う。

（週2回 原則：月・木 1食：400円）

(2) 家族介護者交流事業

・自宅で介護されている家族を対象に、交流会を開催し、日頃の介護の悩みや情報交換等を実施し、リフレッシュや精神的負担の軽減につなげるよう支援していく。

9. 障がい者居宅介護事業

施設に通所していただき計画に基づいた創作活動や機能訓練、日常生活上の支援を必要に応じた適切な支援を行っていきます。

- (1) 「生活介護事業所」（すすき作業所）の運営

10. 計画相談支援事業

障がい福祉サービス等を申請した利用者を対象に相談支援員が、サービス等利用計画を作成し、サービスの調整や評価の実施を行います。

11. 宇陀郡自立支援協議会との連携（曾爾村・御杖村）

地域の特性から障がい者福祉の諸問題に着目し、「誰もが暮らしやすい地域

づくり」を目指し、各専門機関が連携し問題解決に向けて取り組みます。

12. 各福祉関係機関との連絡調整
13. 民生児童委員協議会との連携強化
14. 福祉教育の振興
15. その他社会福祉事項に関すること